



子育て世帯向け市営住宅に指定した シティコート花巻中央の入居者を募集します

平成31年に供用開始した災害公営住宅「シティコート花巻中央」の一部を子育てに適した市営住宅に指定しました。

今回、10年間の入居期限付きで、入居者を募集します。



▲シティコート花巻中央仲町棟

■対象 次の①～③を全て満たす人

①12歳以下の子ども、または妊婦と同居すること

②収入基準額が259千円以下であること

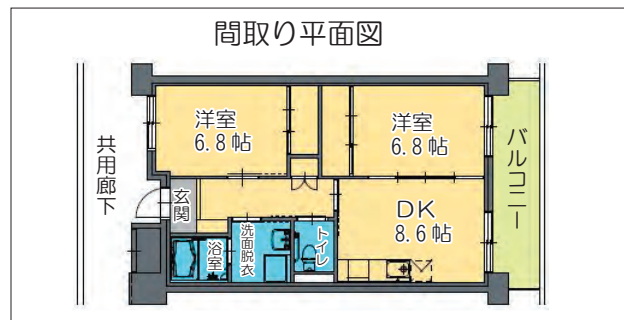
③入居後、10年後までに退去を約束すること

■入居開始時期 11月15日(日)以降

■募集期間 10月15日(木)～23日(金)

■募集する住宅

- 住宅名…シティコート花巻中央仲町棟
- 所在地…仲町1-16
- 部屋番号…206号室
- 間取り(面積)…2DK(57.52平方メートル)



※申込方法など詳しくは下記へ

【問い合わせ】

▷新館建築住宅課(☎41-3566)

▷市営住宅管理センター(☎21-3100)



木造住宅の耐震化に 助成しています

市は、地震による木造住宅の倒壊などの被害を最小限にとどめ、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化に助成しています。耐震化を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

①木造住宅耐震診断

木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられる制度です。

■個人負担額

1件につき3000円

②木造住宅耐震補強工事等助成

木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する制度です。

▼耐震補強工事助成

■助成額

対象経費の2分の1(限度額90万円)

〔例〕

◦工事費が250万円の場合、補助額90万円

◦工事費が100万円の場合、補助額50万円

▼簡易耐震補強工事助成

■助成額

対象経費の2分の1(限度額30万円)

〔例〕

◦工事費が90万円の場合、補助額30万円

◦工事費が30万円の場合、補助額15万円

①②共通

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された平屋および2階建ての木造住宅

■提出先

新館建築住宅課または各総合支所建設係

※提出書類など詳しくは左記へお問い合わせください

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎41-3567)



いわて花巻空港 ダイヤ改正のお知らせ

【問い合わせ】

本館観光課(☎41-3541)

いわて花巻空港の定期便ダイヤが10月25日から変わります。

いわて花巻空港から札幌線、名古屋線、大阪線、福岡線の直行便のほか、那覇(大阪線または福岡線から乗り継ぎ)や熊本(名古屋線または大阪線から乗り継ぎ)への乗り継ぎ便も利用できます。現在は運休中ですが、毎週水・土曜日に台北と上海への国際定期便が運航されています。

※いわて花巻空港駐車場(1,150台)は利用無料です

■航空券の予約購入

①日本航空(JAL)…☎0570-025-071

②フジドリームエアラインズ(FDA)…☎0570-55-0489

③タイガーエア台湾…☎03-6455-0242

④中国東方航空…☎03-3506-1166

※①②の電話受け付けは午前7時～午後8時(年中無休)、③は午前10時～午後5時(月～金曜日、祝日を除く)、④は午前9時30分～午後6時(月～金曜日)

■定期便ダイヤ(10月25日～令和3年3月27日)

▷札幌(新千歳)線(JAL)

花巻発	札幌着	札幌発	花巻着
9:00	10:00	7:45	8:45
15:05	16:10	13:30	14:30
17:15	18:10	15:45	16:40

▷名古屋(小牧)線(FDA)

花巻発	名古屋着	名古屋発	花巻着
9:00	10:25	7:15	8:25
12:35	14:00	10:50	12:00
16:20	17:45	14:35	15:45
18:40	20:05	16:55	18:05

▷大阪(伊丹)線(JAL)

花巻発	大阪着	大阪発	花巻着
9:20	10:50	7:05	8:30
12:10	13:40	10:20	11:40
16:05	17:35	14:10	15:35
18:50	20:30	16:45	18:05

▷福岡線(JAL)

花巻発	福岡着	福岡発	花巻着
14:10	16:20	11:45	13:35

▷台北(桃園)線(タイガーエア台湾)〔※〕

花巻発	台北着	台北発	花巻着
17:25	(水曜日)20:45 (土曜日)20:55	11:50	16:10

▷上海(浦東)線(中国東方航空)〔※〕

花巻発	上海着	上海発	花巻着
15:10	17:55	9:50	14:10

※通常は水・土曜日の毎週2往復運航。台北線および上海便は12月31日まで運休。運航再開時期は未定



障がい者への虐待をなくしましょう

障がいのある人への虐待は、その人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。虐待を受けている人に認識がないことなどから、被害を訴えられない場合もあります。

虐待の疑いを発見した場合は、市の相談窓口にご相談してください。

■障がい者への虐待例

身体的虐待

- 叩かれる
- 部屋に閉じ込められて外に出られない
- ベッドに縛り付けられる

性的虐待

- 裸にされる
- 体を触られる

心理的虐待

- 仲間外れにされる



- 話し掛けても無視される
- 「ばか」「アホ」などの言葉を浴びせられる

放棄・放置(ネグレクト)

- 病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- 部屋の掃除がされず、ごみも放置されたまま、不潔な状態で暮らしている
- 十分な食事が与えられない

経済的虐待

- 働いたのに賃金がもらえない
- 家族にお金を取り上げられ、自由に使えない

【問い合わせ・相談】

▷新館障がい福祉課(☎41-3580)

▷基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内☎41-3582)